

教職実践演習（栄養教諭）の2年間の取組みと課題

The results and problems of the practical seminar for teaching profession
(nutrition) for two years

新宅賀洋*, 中川昌代**, 林屋雅子**, 城武志**

SHINTAKU Kayo NAKAGAWA Masayo HAYASHIYA Masako JYO Takeshi

1. はじめに

2006年7月に中央教育審議会の答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」¹⁾は、教員に対するゆるぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進を挙げた。改革の基本的な考え方として教職課程の改革・改善を図る5つの方策のうちの1つが「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化であった。これを受け、2008年11月「教育職員免許法施行規則」²⁾により、教職課程認定大学では2010年度入学生から履修が義務づけされた「教職実践演習」を、教職課程の教職に関する科目の最終の仕上げと位置づけ4年生後期に開講することとなった。

教職実践演習³⁾の趣旨は、「教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する

表1 教員として求められる事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項2. 社会性や対人関係能力に関する事項3. 幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項4. 教科・保育内容等の指導力に関する事項 |
|---|

教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するもの」とあり、全学年を通じた学びの軌跡の集大成とされた。これには、表1のような教員として求められる4つの事項³⁾を含めることが適当とされる。授業内容の9つの例や模擬授業、ロールプレイ、事例研究、フィールドワークなど、学生に自己の課題を自覚させ主体的にその解決に取り組むための授業形式例が、また教職実践演習の授業で扱う内容・方法例⁴⁾についても表2のように示されている。必要な資質能力についての自己評価として履修カルテ⁴⁾があり補完的に用いることとなっている。

栄養教諭制度は2005年に創設され、栄養教諭は栄養士・管理栄養士の資格と教員免許という2つの資格を有する。職務⁵⁾は、学校給食管理に加えて食に関する指導（児童・生徒への個別的な相談指導、児童・生徒への教材・特別活動等における教育指導、食に関する指導の連携・調整）を担い、子どもたちが健全な食習慣を身に付ける学校での食育（食に関する指導）を推進する。同年に定められた食育基本法において、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育が求められている。

2013年、学校における食育の在り方⁶⁾を検討するにあたり、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する」（食育基本法第2条）ことを再確認し、各学校における取組をつなぎ、点から線へ、そして多様な関係者が連携・協力しながら国民運動として食育を推進していく必要がある、とされた。改正された食育基本法⁷⁾を受け、2016年第3次食育推進基本計画⁸⁾が策定され、重点課題の「食の循環や環境を」学校における食育並びに食に関する指導が重視されるようになった。

* 食物栄養学科 教授

** 食物栄養学科 非常勤講師

表2 授業で取り扱う内容・方法例の項目（全校種）

● イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
● 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
● 社会性や対人関係能力(組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等) についての講義・グループ討論
● 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
● 学級経営案の作成・グループ討論
● 学校現場の見学・調査
● 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
● 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討議
● 模擬授業
● 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
● 資質能力の確認、まとめ

※養護・栄養教諭の教職課程の場合は各職務内容に応じて適宜追加等を行う

2017年、文部科学省より新しい「学習指導要領」⁹⁾、同じ時期にこれからの学校の中で栄養教諭を中核にして食育を推進する際の一連の取組を「計画」「実践」「評価」「改善」のPDCAサイクルに基づき明確に示した「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」¹⁰⁾も発表された。これは、各学校が食育を推進するために活用できるよう、栄養教諭をはじめ管理職、学級担任など全教職員を対象に作成され、栄養教諭には、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員はもとより、関係機関・専門家、家庭・地域との密接な連携を図りつつ、子供たちの健康の保持増進に向け健全な食生活の実現に取り組んでいくことが求められた。

2016年の教育職員免許法の改正及び2017年同法施行規則の改正により、教職課程で履修すべき事項を約20年ぶりに全面的に見直された。教育職員免許法改正、2017年の同法施行規則改正によって、全ての教職課程で法令改正に対応した授業科目や専任教員の体制を整えているかどうか、認定を受け直すこととなった¹¹⁾。それに伴い、本学においても2019年度入学生より、特別支援教育の充実、道德教育の充実などに対応した科目が増えた新教職課程となった。

国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化、SDGsの考え方など、食育をめぐる状況を踏まえ、第4次食育推進基本計画¹²⁾では、3つの重点事項として、「1. 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、2. 持続可能な食を支える食育の推進、3. 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」が掲げられた。その中で、食育の推進に当たって食育推進3次計画から新たに追加・見直しをした目標が、「学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす」であった。地場産物の活用等と食育を一体的に推進することが重要で、食育推進3次計画では指導に関する目標がなかったので、新たに具体的な目標値「⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数」の追加があった。栄養教諭が中心となって推進していく内容である。

本学においても、2010年度入学生より「教職実践演習（栄養教諭）」を4年生後期に教職に関する科目として導入し、2013年度に初めてこの授業を開講し現在に至る。表1の項目を授業にどのよう

に組み立てて実施するのは、教職課程を設置している大学の判断に委ねられている。「教職実践演習（栄養教諭）」内容を、履修カルテを用いたり¹³⁾食に関する指導に焦点をあてたり¹⁴⁾などで検討している報告がある。

ここでは、「教職実践演習（栄養教諭）」について、学生は授業の到達目標を達成したのか、教員の資質能力の向上に結び付いたのかを学生の自己評価より振り返ること、さらに栄養教諭の役割が明確化され社会情勢が変化していくことに合わせられるよう「教職実践演習（栄養教諭）」の授業内容改善のための課題を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

(1) 調査対象

T 大学現代生活学部食物栄養学科 4 年生で、教職実践演習（栄養教諭）を履修している学生 35 名

表 3 教職実践演習（栄養教諭）シラバス

授業概要	授業計画
教職課程科目（教育実習を含む）の履修を通して、教員として必要な資質能力を実践力としてどの程度トータルに統合し、形成してきたかを確認する。学校現場で、教諭・校長（城武）、栄養教諭（中川昌）、家庭科教諭（林屋）として勤務した経験を有する教員が、それぞれの経験を活かして、学校運営、食の今日的な課題などへの対応を指導する。	第 1 回 オリエンテーション
到達目標	第 2 回 教員としての基本（挨拶・言葉遣い等）と対人関係能力の確認
教員として求められる次の5つをテーマとし、これらの定着により受講者自身が教員としての人生を円滑にスタートできるようにする。 ・教員としての使命感や責任感、教育的愛情 ・教員としての社会性や対人関係能力 ・児童・生徒理解や栄養に係る課題を解決する指導力 ・食に関する指導内容の実践的指導力 ・校内の教職員・家庭・地域と連携していくコーディネート能力	第 3 回 学校における接遇マナー等に関する実習
関連する授業科目	第 4 回 児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求（教材研究と学習指導案の作成）
教職課程科目、学校栄養教育実習、学校栄養教育論I・II	第 5 回 児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求（模擬授業とその検討）
授業方法	第 6 回 児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求（模擬授業とその検討）
講義や演習、グループワーク、ロールプレー、発表等を組み合わせ、実際の教育現場を想定した教育的課題を取り扱う。	第 7 回 児童の実践的指導力の探求（食に関する指導に係る全体計画の作成と検討）
履修および予習・復習についての指示	第 8 回 児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求（学校給食の生きた教材としての活用方法の検討）
将来教員になる上で何が課題なのかを自覚し実践的指導力を培うために、設定されたテーマに関して事前調査、資料準備を行うこと（予習として20時間）。授業後、教員となるための不足している知識、技術を補うなど見直しを行うこと、（復習として毎回1時間）。授業内容に関する質問などは終了後に受付ける。	第 9 回 児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求（個別指導に関するロールプレーイング）
成績評価の方法と基準	第 10 回 児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求（家庭・地域との連携に関する事例研究）
授業への積極的な参加10%、各テーマごとの課題・発表内容・課題レポート90%から教員に求められる資質の定着度を総合的に評価する。2/3以上の出席がないものは評価の対象としない。遅刻または早退した場合は、3回につき欠席1回分として取り扱う。	第 11 回 児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求（日本の食文化や伝統を尊ぶ心と国際的視野の探求を活かす実践プランの作成）
テキスト	第 12 回 使命感や責任感、教育的愛情の探求（事例研究）
必要に応じてプリントを配布する。	第 13 回 使命感や責任感、教育的愛情の探求（教育課題に関するロールプレーイング）
参考文献	第 14 回 使命感や責任感、教育的愛情の探求（先輩教師との意見交換）
必要に応じて参考図書等を紹介する。	第 15 回 まとめ：実践力の評価

(2016 年度入学生 17 名、2017 年度入学生 18 名) を対象とした。対象学生は、3 年生時に学校栄養教育実習を終えている。

(2) 調査方法

教職実践演習（栄養教諭）のシラバスを表 3 に示す。シラバスは 2 年とも同じである。該当する学生は授業の第 1 回と第 15 回に、シラバスの到達目標である教員として求められる次の 5 つの資質・能力「1 教員としての使命感や責任感、教育的愛情、2 教員としての社会性や対人関係能力、3 児童・生徒の理解や栄養に係る課題を解決する指導力、4 食に関する指導内容の実践的指導力、5 校内の教職員・家庭・地域と連携していくコーディネート力」について、どの程度身に付いたのか、また不足している部分は何かなど自己評価を自由に記述した。学生が記述した内容は、筆者がカテゴリー化し集計を行った。

3. 結果と考察

教職実践演習第 1 回に学校栄養教育実習を終えてどの程度到達目標に達成しているのかを学生が記述した中から、到達目標の内容が身に着いているかどうかを集計し、その結果を到達目標ごとに図 1 から図 5 に示した。第 15 回も第 1 回と同様に図 1 から図 5 に併記した。回答率が 100%とならないのは、到達目標に達しているかどうかの記述がみられなかったためである。

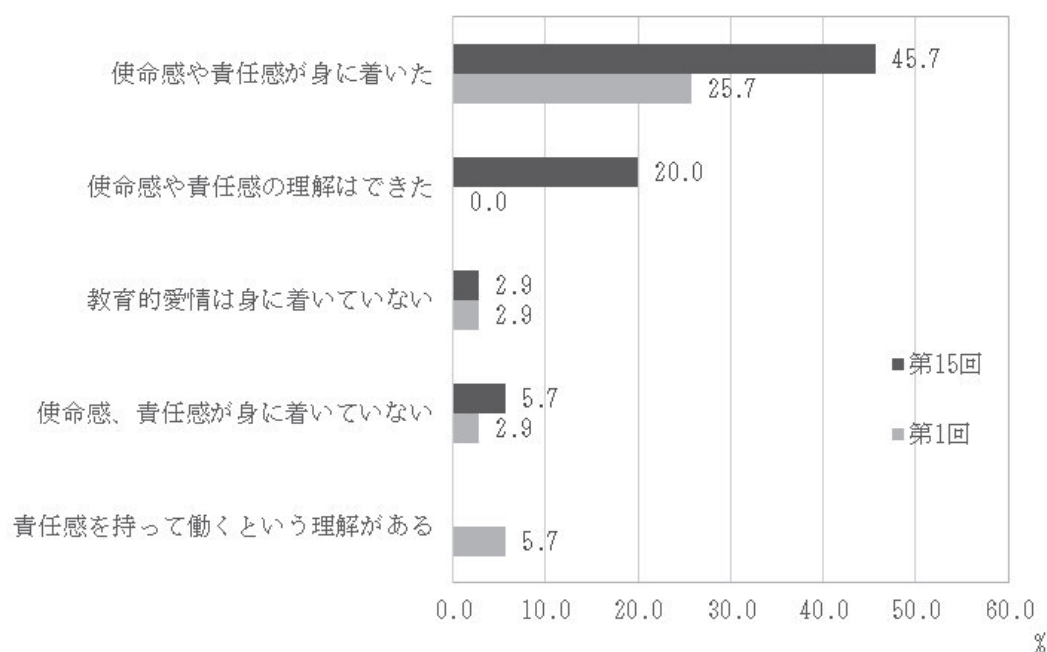


図 1 教員としての使命感や責任感、教育的愛情

図 1 より「教員としての使命感や責任感、教育的愛情」について、使命感や責任感が身に着いたが第 1 回 25.7%、第 15 回 45.7%、使命感や責任感の理解はできたが第 15 回は 20.0%、教育的愛情は身に着いていないが第 1 回、第 15 回とも 2.9%、使命感や責任感が身に着いていないが第 1 回 2.9%、第 15 回 5.7%、責任感を持って働くという理解があるが第 1 回 5.7%であった。第 15 回にこれらが身に着いたと答えた学生がおよそ半数となり、第 1 回の 2 倍となったのは、第 12 回から第 14 回「使命感や責任感、教育的愛情の探求」で、事例研究やロールプレイングに取り組んだことで、教職実践演習³⁾

の趣旨に沿って授業が行えたことによると考えられる。

図2より「教員としての社会性や対人関係能力」について、社会性や対人関係能力は身に着いたが第1回25.7%、第15回51.4%、社会性や対人関係能力は理解できたが第1回2.9%、第15回5.7%、社会性や対人関係能力は身に着いていないが第1回、第15回とも20.0%、社会性や対人関係能力は不安である、難しいが第1回5.7%、第15回8.6%であった。第15回にこれらが身に着いたと答えた学

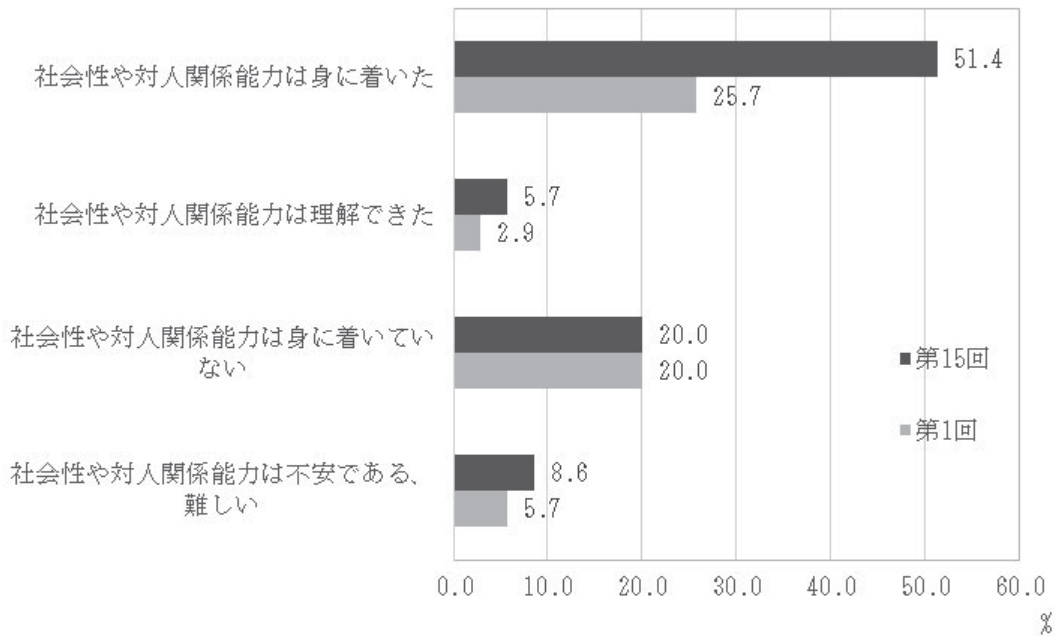


図2 教員としての社会性や対人関係能力

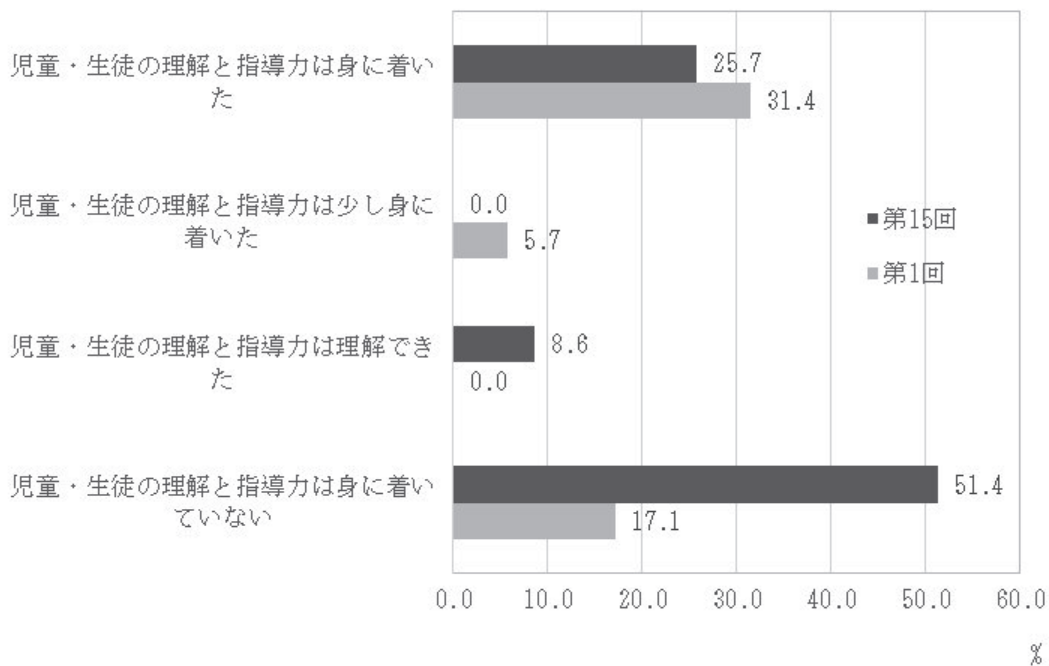


図3 児童・生徒理解や栄養に係る課題を解決する指導力

生がおよそ半数となったのは、第2回から第3回「教員としての基本（挨拶・言葉遣い等）と対人関係能力の確認」などで実際の場面を想定したロールプレイを取り入れたためと考えられる。

図3より「児童・生徒理解や栄養に係る課題を解決する指導力」について、児童・生徒理解や指導力が身に着いたが第1回31.4%、第15回25.7%、児童・生徒理解や指導力が少し身に着いたが第1回5.7%、児童・生徒理解や指導力が理解できたが第15回8.6%、児童・生徒理解や指導力が身に着いて

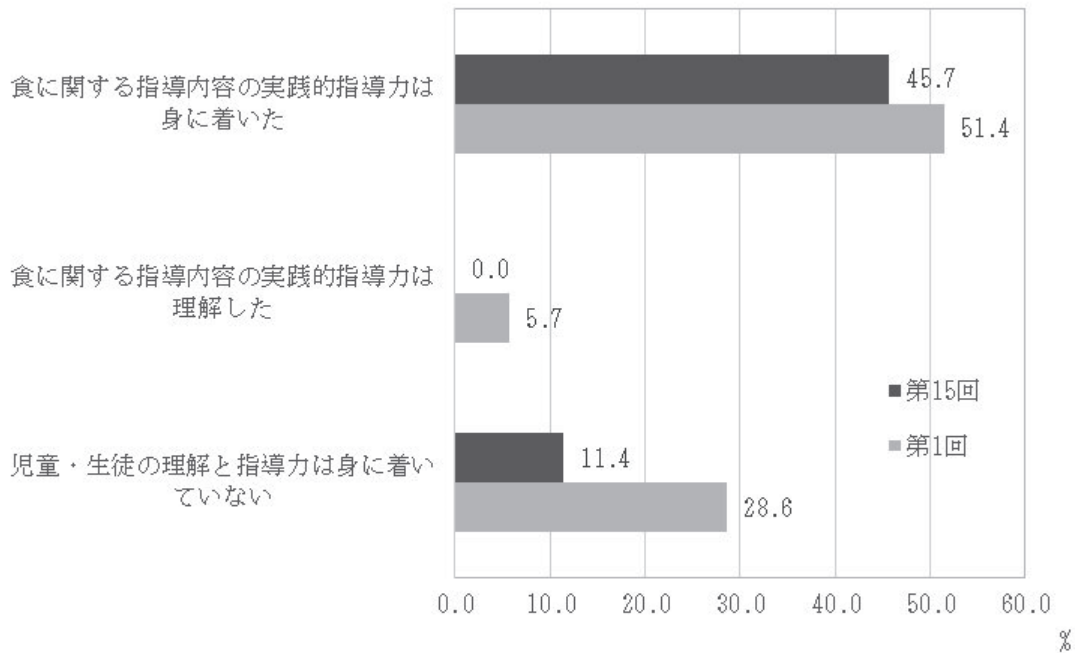


図4 食に関する指導内容の実践的指導力

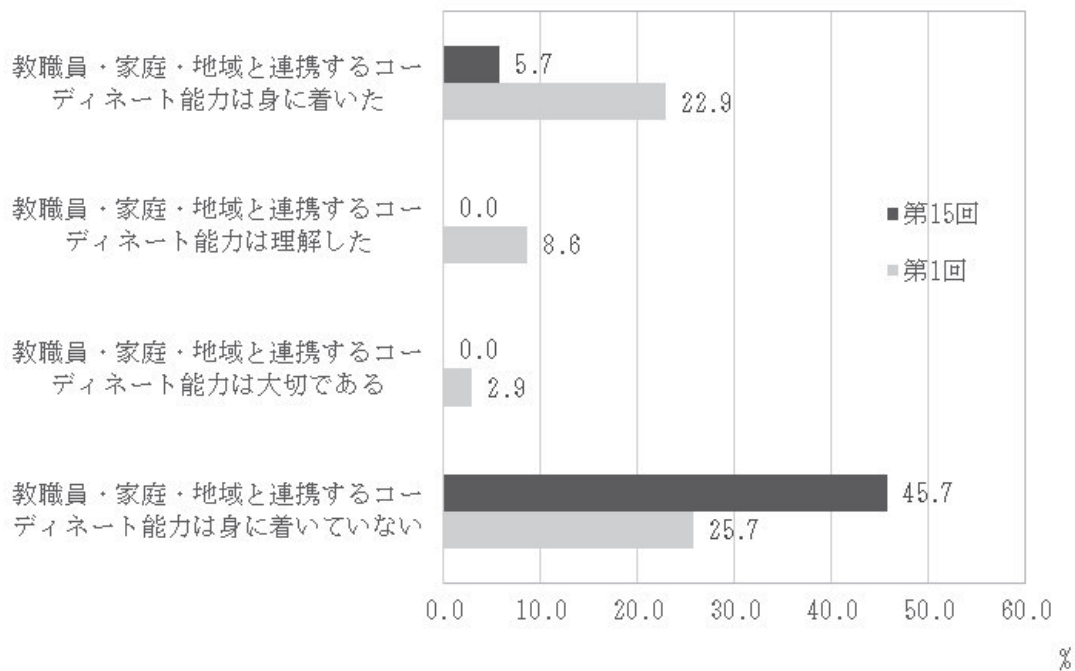


図5 教職員・家庭・地域と連携していくコーディネート能力

いないが第1回17.1%、第15回51.4%であった。第1回より第15回に身に着いたと答えた学生が減少し、身に着いていないが第1回より第15回がおよそ3倍と多く、半数を超えた。この授業の第8回から第9回で学校給食の生きた教材としての活用方法の検討や、ロールプレイによる個人指導などを受けたことにより、教育実習では児童・生徒への関わりが集団であり個々の問題への対応は経験できた学生がほとんどいなかったため、身に着いていないという自己評価をした学生が多くなったのではないと思われる。

図4より「食に関する指導内容の実践的指導力」について、実践的指導力が身に着いたが第1回51.4%、第15回45.7%、実践的指導力が理解できたが第1回5.7%、実践的指導力が身に着いていないが第1回28.6%、第15回11.4%であった。第15回にこれらが身に着いたと答えた学生がおよそ半数であり、身に着いていないが第1回より半分以下に減少した。第4回から第7回、第11回「児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求」で、教材研究および学生が教育実習で実施した授業を再度この授業内で模擬授業を行った。それらにより、他学生の授業における工夫点、同じ授業テーマでも自分と発想が異なる授業展開などを見聞き意見交換することで自身の視野が広がったこと、教育実習における授業時の児童・生徒の反応に対しても、他学生の対応方法案や教員からの助言が得られたことで、実践的指導力が身に着いたと実感できたのではないかと推察する。

図5より「教職員・家庭・地域と連携していくコーディネート能力」について、コーディネート能力が身に着いたが第1回22.9%、第15回5.7%、コーディネート能力が理解したが第1回8.6%、コーディネート能力が大切であるが第1回2.9%、コーディネート能力が身に着いていないが第1回25.7%、第15回45.7%であった。教育実習の5日間では家庭・地域と連携する内容までは実施できることが少ないのが現状である。第1回で身に着いていると答えたが、第10回「児童・生徒理解及び栄養に係る課題や食に関する指導内容の実践的指導力の探求」で、家庭・地域との連携に関する事例研究に取り組んだことにより、第15回にこの能力は身に着いていないがおよそ半数となったと考えられる。

4. まとめ

栄養教諭養成課程を設置する大学の教育課程の内容を分析し、栄養教諭のキャリアパスを意識した適切な教員養成課程のあり方を検討するため、栄養教諭養成課程が設置されている大学における教育課程の実態と養成校の意識や栄養教諭養成課程が設置されている学問系統による教育課程の差異と養成に係る意識の違いを明らかにすることを目的とした亀田ら¹⁵⁾の報告がある。調査対象は2019年4月1日現在の養成校135校で、回答数は72校(回収率53.3%)である。それによると、教職実践演習(栄養教諭)で取り入れている授業方法は、グループ討論94.4%、模擬授業77.8%、事例研究77.8%、ロールプレイング73.6%、実技指導66.7%、ゲストスピーカー62.5%、実務実習48.6%、現地調査(フィールドワーク)34.7%であった。また、この科目を進めるにあたっての準備事項の例として、「教職実践演習の担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議」と例示されている¹⁶⁾。

亀田らの報告にある授業方法の上位5項目について、T大学でも取り入れている授業方法と一致しており、T大学の担当教員で授業内容を協議していることにより、この授業の取り組み方は概ね妥当であると考えられる。

しかし、小学校・中学校における食育は給食を中心として取り組まれてきたが、小学校入学前およ

び高等学校における食育の機会を増すために、今後は家庭・地域への働きかけを増やすことが必要である。学校における食に関する指導及び学校給食の管理などの充実が図られる⁴⁾なか、生活習慣病予防、健康寿命延伸を実現する社会が望まれる。食育の中核となる栄養教諭の養成に向けて、教職実践演習（栄養教諭）では「児童・生徒への理解と栄養に係る課題を解決する指導力」、「家庭・地域と連携していくコーディネート力」を充実させるよう体験型授業を増やすことを検討する。また、教職課程での質を保証するために、実証的に研究を進めていく。

参考文献

- 1)中央教育審議会、今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212707.htm（2022年1月16日閲覧）
- 2)文部科学省、教育職員免許法施行規則、昭和29年10月27日文部省令第26号
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329M50000080026>（2022年1月16日閲覧）
- 3)中央教育審議会、今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）別添1教職実践演習（仮称）について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337016.htm（2022年1月16日閲覧）
- 4)文部科学省、教職課程認定申請の手引き（令和5年度開設用）https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kyoikujinzai01-000003171_35.pdf（2022年1月16日閲覧）
- 5)文部科学省、栄養教諭制度：食に関する指導体制の整備について（答申）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04011502.htm（2022年1月16日閲覧）
- 6)今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議、今後の学校における食育の在り方について（最終報告）
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/12/19/1342568_2_3.pdf（2022年1月16日閲覧）
- 7)農林水産省、食育基本法改正
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrenhou-20.pdf>（2022年1月16日閲覧）
- 8)食育推進会議、第3次食育推進基本計画 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/3rd_index.html（2022年1月16日閲覧）
- 9)文部科学省、平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm（2022年1月16日閲覧）
- 10)文部科学省、栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1385699.htm（2022年1月16日閲覧）
- 11)文部科学省、教員養成に関する法令改正及び教職課程の認定
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/09/1415122_1_1.pdf（2022年1月16日閲覧）
- 12)食育推進会議、第4次食育推進基本計画
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf（2022年1月16日閲覧）
- 13)新井英志、他、「教職実践演習（栄養教諭）」の実践と「履修カルテ」活用の効果、天使大学紀要、Vol.18、No.1、pp.13-28、2017
- 14)平光美津子、「教職実践演習（栄養教諭）」における「食に関する指導」方法の検討、東海学院大学紀要、Vol.11、pp.131-140、2017
- 15)亀田明美、研究報告書栄養教諭養成機関における教育課程の実態と養成校意識に関する調査、郡山女子大

学、pp.21-22、2020

16)文部科学省、教職実践演習の進め方及びカリキュラム例

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/attach/1303555.htm (2022年1月16日閲覧)